

平成 26 年

第 4 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 26 年第 4 回志賀町議会定例会会議録

平成 26 年 12 月 2 日、第 4 回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 0 分 開会)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健太郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫
7 番	下 池 外巳造
8 番	須 磨 隆 正
9 番	越 後 敏 明
10 番	田 中 正 文
11 番	冨 澤 軒 康
12 番	櫻 井 俊 一
13 番	林 一 夫
14 番	戸 坂 忠寸計
15 番	久 木 拓 栄
16 番	山 本 辰 榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	寺 尾 隆 之
富 来 支 所 長	坂 本 英 人
企 画 財 政 課 長	新 田 辰 巳

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	山 本 政 人
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長兼情報推進課長	浜 村 大
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	北 富美夫
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議 会 事 務 局 長	安 田 朗
議 会 事 務 局 次 長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第 19 号及び議案第 81 号ないし第 115 号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第 99 号 (質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

富澤軒康議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 26 年第 4 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

富澤軒康議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、12 番、櫻井俊一君、13 番、林一夫君を指名します。

日程第 2 会期の決定

富澤軒康議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 15 日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 15 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

富澤軒康議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 4 町長提出 報告第 19 号及び議案第 81 号ないし第 115 号（提案理由説明）

富澤軒康議長 次に、本日町長から提出のありました報告第 19 号及び議案第 81 号ないし 115 号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成 26 年第 4 回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要等について、ご説明をいたします。

師走を迎えて、今年も残すところ 1 か月足らずとなりました。国政においては、先月 21 日に衆議院が解散し、これに伴う衆議院議員総選挙が本日公示され、12 月 14 日に投開票が行われます。今回の選挙では、安倍政権が進めてきた経済

政策、アベノミクスの継続の是非や、消費税税率引き上げの延期のほか、安全保障政策、原発再稼働などが大きな争点となっております。年の瀬の慌ただしい時期の国政選挙となりますが、これから国が進むべき方向を決める重要な選挙であると認識をしており、その動向を注視していきたいと考えております。

さて、去る 11 月 2 日、3 日の両日、石川県では初めてとなる国主催の原子力総合防災訓練が実施されました。訓練は、国の原子力災害対策指針等の見直しを踏まえ、県や関係市町等の防災計画に基づく総合的な訓練として、関係機関相互の連携強化や住民の防災意識の向上を図ることを目的に行われたものであります。

主な内容としては、緊急時の通信連絡、オフサイトセンターの運営、環境放射線のモニタリングや住民避難の訓練を中心に、本町では、災害対策本部の設置、消防車両等による広報や避難誘導、要援護者への通信訓練等を実施しました。住民避難訓練では、初日に、発電所から 5 キロ圏内の小学生を含む約 200 人の住民が参加をし、続く 2 日目には、30 キロ圏内の住民と町内の自主防災組織から約 140 人が参加をして、能登町と白山市の指定された施設へ、バスや自家用車で避難したほか、県立看護大学でスクリーニングを受けております。その他、要援護者の放射線防護施設への退避、富来病院からのヘリコプター搬送や、はまなす園からの救急車等による避難も実施しました。

今回の訓練では、関係機関との情報共有など、原子力災害時の連携や対応手順等を確認したもので、こうした訓練を積み重ねることが、様々な事態に対応できる体制の構築につながっていくものと考えております。訓練にご協力をいただきました町民の皆様と関係機関に深く感謝を申し上げますとともに、今回の検証結果を踏まえ、今後の原子力防災対策に活かしていきたいと考えております。

次に、観光振興についてであります。

来年 3 月 14 日の北陸新幹線金沢開業まで、残すところ 100 日余りとなり、町では、開業効果による交流人口の拡大に向けて、本年 5 月から運用しているレンタカー利用者宿泊助成制度を、来年 1 月から県内のみならず、富山県からのレンタカー利用者にも対象を広げることとし、現在、関係団体等に協力をお願いしているところであります。北陸新幹線金沢開業を契機として、一人でも多

くの方々に本町を訪れてもらえるよう、さらなる利用促進を図っていきます。

また、観光協会と連携した取り組みとして進めてきた、西能登おもてなし井については、本年11月末時点で、町内18店舗の40品目を認定し、現在、PR用のパンフレットやチラシを作成しているところであります。今後は、コマーシャルを制作し、来年3月頃にテレビやラジオで放送するなど、幅広く紹介していきたいと考えております。

さらに、旅行会社の調査によると、近年、旅行情報の入手ツールは、インターネットが約7割に達するとの結果が出ていることから、現在、JTBが運営するサイトに、観光協会のホームページのバナー広告を掲載して、アクセス増を図っているところであります。来年2月からは、他の旅行会社のサイトにおいても、町の特集ページを掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を充実させていきたいと考えております。

今後、北陸新幹線の詳細なダイヤが発表されることにより、観光業界における旅行商品の企画販売の動きが、活発化するものと思われまますので、これらの取組みを通じて、積極的に町の魅力を発信すると共に、機会を捉えてPRに努め、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、除雪対策についてであります。

先般、除雪会議を開催し、この冬の対策や除雪路線の確認を行ったところであります。気象庁の長期予報では、今年の冬は暖冬で、降雪量は、平年並みか、やや少ないとの見通しであります。近年は、局地的な豪雪も記録されていることから、万全の態勢を整える必要があると考えております。

町では、今年度、生活道路や通学路の安全確保を図るため、タイヤショベル2台を新たに購入すると共に、高浜町と富来領家町の2か所で消雪装置を整備したところであります。こうした施設等の充実に併せて、幹線道路はもとより、町民の生活に欠かせない道路の通行確保に向けて、関係機関や団体の協力を得ながら、迅速に対応していきたいと考えております。

次に、志賀地域における統合小学校の整備についてであります。

校舎棟の建設工事については、現在、児童の教育環境の保全に努めながら、基礎工事を終え、本体工事に取り掛かるなど、順調に進んでおります。また、学校運営に関するソフト面についても、開校に向けた作業を進めており、現在、

校歌・校章について、本町の特色や地域イメージを取り入れて反映できるよう、準備をしているところであります。なお、校名につきましては、今定例会において、設置条例の改正に関する議案を提出させていただきましたので、ご審議をお願いするものであります。

今後も、町の未来を担う子ども達が安心して勉強やスポーツに励み、心身ともに健全に成長することができる教育環境の整備を目指し、平成 28 年 4 月の開校に向け、着実に準備を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案し、ご審議いただく案件につきまして、順を追って、その大要につきまして、ご説明を申し上げます。案件は、平成 26 年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、工事請負契約の変更及び公の施設の指定管理者の指定など、報告 1 件、議案 35 件、合わせて 36 件であります。

まず、報告第 19 号 専決処分の承認については、平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）であります。11 月 21 日に衆議院が解散したことに伴い、その選挙費用を早急に補正する必要があったため、11 月 25 日付で専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第 81 号から議案第 89 号までは、平成 26 年度の各会計に係る補正予算であります。

議案第 81 号 平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入では、個人住民税や固定資産税の増収見込みによる町税の増額や、普通財産売払いなどによる財産収入の増額のほか、8 月の豪雨による災害復旧に伴う県支出金や、町債の増額計上が主なものであります。歳出では、今年の人件院勧告に準じた職員給与費等の増額補正や社会保障・税番号制度構築に伴う年金・保険・医療に係るシステム整備費の追加、8 月の豪雨による農林土木災害の補助採択を受けた復旧費の計上などのほか、志賀地域統合小学校建設と併行して実施する放課後児童クラブ施設整備費を平成 27 年度までの債務負担行為として追加計上するものであります。

議案第 82 号 平成 26 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、過年度分の保険料の減額更正に伴い、保険料還付金を増額補正するものであります。

議案第 83 号 平成 26 年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、上野処理区の機能強化事業において、国からの補助金が 2 か年に分けて配分されることに伴う歳入歳出の減額補正のほか、入札に伴う残額の減額等、所要額を補正するものであります。

議案第 84 号 平成 26 年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、加入負担金の増額補正のほか、資本費平準化債を増額し、これに伴う一般会計繰入金の減額等、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費の増額のほか、汚泥量の増加に伴う処理費用の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第 85 号 平成 26 年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、一般会計繰入金の減額等、歳出では、地域し尿処理施設の運転管理委託料や浄化槽維持管理委託料の減額等、所要額を補正するものであります。

議案第 86 号 平成 26 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、地域支援事業交付金や介護給付費準備基金繰入金等を追加計上し、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費や過年度分保険料払戻金の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第 87 号 平成 26 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では、受診者の増加による健診等受託収入の増額、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費を増額補正するものであります。

議案第 88 号 平成 26 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、落雷等に伴う災害共済給付金の増額等、歳出では、人事院勧告に準じた職員給与費の増額や落雷故障に伴う機器の追加購入費の計上のほか、修繕工事費に充当した予備費の増額等、所要額を補正するものであります。

議案第 89 号 平成 26 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収支の支出のうち、職員の異動及び人事院勧告に準じた職員給与費等のほか、非常勤医師等に係る経費等、所要額を補正するものであります。

次に、議案第 90 号から議案第 97 号については、条例の制定及び一部改正で

あります。

議案第 90 号 志賀町地域づくり振興基金条例については、町民の連帯の強化及び地域振興を図ることを目的として、合併特例債を原資とする基金を造成するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 91 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告の内容に準じて、医療職の医師に対する初任給調整手当の限度額を引き上げるものであります。

議案第 92 号 志賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員会が所管する公の施設において、指定手続等を教育委員会が行う規定になっているところを、同施設においても町長が行うことに変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 93 号 志賀町立学校設置条例の一部を改正する条例については、志賀地域における町立小学校 7 校が、平成 28 年 4 月 1 日に、志賀町立志賀小学校として統合されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 94 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部改正により、これまでの障害児通所支援等の定義が改正されることから、その引用箇所について、所要の改正を行うものであります。

議案第 95 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、産科医療保障制度における掛金の額及び出産育児一時金の額を見直す健康保険法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 96 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、入居者の資格を定めた規定の一部を改正するものであります。

議案第 97 号 志賀町立富来病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例については、看護師・保健師・助産師の養成施設に在学する者に対し、修学資金の貸与制度を設けておりますが、人材の確保を目的として、その貸与額を月額 8 万円から月額 13 万円以内に見直しすると共に、新たに薬剤師をその対象に追加するものであります。

議案第 98 号 新町まちづくり計画の変更については、東日本大震災の影響

を考慮して、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、引き続き、合併特例債を有効活用していくため、新町まちづくり計画の期間延長等の計画変更を行うものであります。

議案第 99 号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、平成 26 年度農業集落排水事業（機能強化）上野地区施設改修工事において、水槽内部を洗浄後に確認した結果、想定した以上に劣化が著しく、コンクリート修復の厚みの増工や付帯施設の取替などが必要となったため、契約金額に 411 万 8,040 円を増額し、7,151 万 40 円に変更するものであります。

次に、議案第 100 号から議案第 104 号については、志賀町道路線の認定、廃止及び変更についてであります。

議案第 100 号 志賀町道路線の廃止については、都市計画道路福野神代線の変更に伴い、町道第 164 号福野神代線を廃止するものであります。

議案第 101 号 志賀町道路線の認定については、都市計画道路福野神代線の変更に伴い、国道 249 号線から高浜バスターミナル横を経て図書館横交差点までの間を、町道第 164 号高浜神代線として、新たに認定するものであります。

議案第 102 号 志賀町道路線の認定については、都市計画道路福野川尻橋線の延伸に伴い、高浜地内で計画している定住促進住宅用地の南端から志賀町第一水防倉庫前までの間を、町道第 169 号福野川尻橋線として、新たに認定するものであります。

議案第 103 号 志賀町道路線の変更については、町道第 331 号柴木公園線について、町道第 164 号高浜神代線と重複する区間の変更を行うものであります。

議案第 104 号 志賀町道路線の認定については、富来牛下地内の寄り道パーキングの整備に伴い、隣接する道路を、町道第 1090 号巖門中央口線として、新たに認定するものであります。

次に、議案第 105 号から議案第 115 号については、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第 105 号から議案第 111 号については、いずれも株式会社志賀町振興サービスを指定管理者に指定するものであり、これらの施設の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き、株式会社志賀町振興サービスを指定管理者として、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するもの

であります。

議案第 112 号 アクアパーク シ・オンの指定管理者の指定については、現在、シオンマネージメント株式会社が指定管理している当該施設の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き、シオンマネージメント株式会社を指定管理者として、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

議案第 113 号 みちのえき旬菜館の指定管理者の指定については、現在、志賀農業協同組合が指定管理している当該施設の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となるため、引き続き、志賀農業協同組合を指定管理者として、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

議案第 114 号 志賀町志賀の郷運動公園の指定管理者の指定については、現在、株式会社志賀町振興サービスが指定管理している当該施設の指定期間が、平成 27 年 3 月 31 日で満了となるにあたり、利用者の利便性を考慮して、新たに、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

議案第 115 号 志賀町富来 B & G 海洋センターの指定管理者の指定については、新たに指定管理制度を導入するもので、利用者のニーズに基づくスポーツ振興・健康増進事業の推進及び施設管理の効率化等を図るため、全国的にスポーツ施設の管理運営を実施している大阪市のミズノスポーツサービス株式会社を指定管理者として、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定するものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

富澤軒康議長 説明を終わります。

日程第 5 町長提出 議案第 99 号（質疑、委員会付託、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、ただ今、町長から提出されました議案のうち、町長提出 議案第 99 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成 26 年度

農業集落排水事業（機能強化）上野地区 施設改修工事）を議題といたします。

（ 質 疑 ）

富澤軒康議長 これより、本案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

富澤軒康議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

富澤軒康議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

（ 採 決 ）

富澤軒康議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15 名）

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

富澤軒康議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3日から8日までの6日間は、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、明3日から8日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月9日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時24分 散会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第38号
議員派遣の決定について
第9回原子力発電所立地議会サミット報告

- 2 議長報告第39号
平成26年度定期監査(後期分)の結果について

- 3 議長報告第40号
例月出納検査の結果について
(平成26年11月25日実施分)